

京都大学大学院法学研究科規程の一部を改正する規程

(平成十六年達示第百二十八号)

京都大学大学院法学研究科規程(昭和二十八年達示第八号)の一部を次のように改正する。

第一条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。

法政理論専攻  
国際公共政策専攻  
法曹養成専攻(法科大学院)

第二条 法政理論専攻及び国際公共政策専攻は博士課程、法曹養成専攻の課程は専門職学位課程とする。

2 法政理論専攻の課程は、前期二年の課程及び後期三年の課程に区分し、それぞれ修士課程及び博士後期課程と称する。

3 国際公共政策専攻の課程は、前期二年の課程とし、修士課程と称する。

2 第二条の二を削る。

3 第三条第一項中「及び博士後期課程」を、「博士後期課程及び専門職学位課程」に、「研究科会議」を「研究科教授会」に改め、同条第二項中「研究科会議」を「研究科教授会」に改める。

4 第四条中「研究科会議」を「研究科教授会」に改める。

3 第三章 転学及び転科

2 第五條中「本研究科」の下に「(法政理論専攻に限る。)」を加え、「研究科会議」を「研究科教授会」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第六條を次のように改める。

2 第六條 各専攻における授業科目及び学修方法は、別に定める。

3 2 法政理論専攻及び国際公共政策専攻における研究指導は、別に定める場合のほか、指導教授が行う。

3 第七條、第八條及び第九條を削る。

第十條中「指導教官」を「指導教授(法曹養成専攻にあつては、専攻長)」に改め、同条を第七條とする。

第十一條中「研究科会議」を「研究科教授会」に改め、同条を第八條とする。

第十二條中「研究科会議」を「研究科教授会」に改め、同条第一号中「転科又は転専攻」を「又は転科」に改め、同条を第九條とする。

第十三條中「修士課程」を「修士課程及び博士後期課程」に、「研究指導並びに博士後期課程の修了に必要な研究指導」を「研究指導」に、「研究科会議で」を「別に」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十條とする。

2 専門職学位課程の修了に必要な単位の修得に関する事項は、別に定める。

第十四條中「研究科会議」を「研究科教授会」に改め、同条を第十一條とする。

第十五條中「受けない」を「受けなかつた」に改め、同条を第十二條とする。

第十六條中「教官」を「教員」に、「研究科会議」を「研究科教授会」に改め、同条を第十三條とする。

第十七條から第十九條までの規定中「研究科会議」を「研究科教授会」に改め、第十七條を第十四條とし、第十八條を第十五條とし、第十九條を第十六條とし、第十六條の次に次の一條を加える。

第十七條 法科大学院の課程を修了して博士後期課程に入学した者については、二年以上の在学をもつて博士後期課程の所定年限を満したものとす。

第十八條 第十七條及び第十八條を「第十四條及び第十五條」に改め、同条を第十八條とする。

第十九條 第二項中「研究科会議」を「研究科教授会」に改め、同条を第十九條とする。

第二十一條 在学中「研究科会議」の下に「かつ、所定の単位を修得し」を加え、「研究科会議」を「研究科教授会」に改め、同条を第二十條とする。

第二十二條 第一項及び第二項並びに第二十四條第一項中「研究科会議」を「研究科教授会」に改め、第二十三條を第二十一條とし、第二十四條を第二十二條とする。

附則

この規程は、平成十六年七月三十日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。